

## 岡崎市一般廃棄物収集運搬業の審査基準

制定：平成 26 年 4 月 1 日  
改正：平成 27 年 4 月 9 日  
改正：平成 28 年 4 月 1 日  
改正：令和元年 12 月 14 日  
改正：令和 5 年 10 月 2 日

### (目的)

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 15 年岡崎市規則第 55 号。以下「細則」という。）の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可申請に対する審査について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条に規定する審査基準を定めることによって、審査にあたっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とする。

### (許可の制限)

- 2 本市における一般廃棄物の排出量及び既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を勘案し、将来にわたり適正かつ安定した一般廃棄物の処理を継続して実施していくために、次に掲げる事項に該当し、許可の基準に合致する場合を除き、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないものとする。
  - (1) 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）の規定に基づき、他自治体で発生した特定家庭用機器一般廃棄物のみを指定引取場所まで運搬する場合（一般廃棄物の種類を特定家庭用機器一般廃棄物に限定して申請する場合に限る。）
  - (2) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）の規定に基づく登録再生利用事業者の事業場まで、収集した一般廃棄物を運搬する場合
  - (3) 許可を有している個人が、その代表者となって法人を設立し、その事業の全部を承継する場合
  - (4) 許可を有している法人が解散等し、その代表者が個人として、その事業の全部を承継する場合
  - (5) 許可を有している個人が死亡し、その法定相続人がその事業を承継する場合
  - (6) 許可を有している個人が、高齢又は傷病等により事業を継続できなくなり、その親族がその事業を承継する場合
  - (7) 許可を有している法人が合併により消滅し、その代表者が、合併後の法人の代表者となり、その事業を承継する場合
  - (8) その他市長が必要と認める場合

(収集又は運搬の対象とする一般廃棄物)

3 収集又は運搬の対象とする一般廃棄物は、以下のとおりとする。

- (1) 本市域又は額田郡幸田町域における事業活動に伴って生じた一般廃棄物
- (2) 本市域で発生したし尿及び浄化槽汚泥
- (3) 家電リサイクル法の規定による特定家庭用機器一般廃棄物
- (4) 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年岡崎市条例第14号）第2条第2項第2号に規定する多量廃棄物（本市域で発生したものに限り、かつ、事業活動に伴って生じたものを除く。）
- (5) 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第2条第2項第3号に規定する粗大ごみ（本市域で発生したものに限り、かつ、事業活動に伴って生じたものを除く。）

(申請書等の受理)

4 申請書等について、次の事項に適合すること。

- (1) 2部（正本、控え）揃っていること。
- (2) 申請年月日及び記載事項の記入漏れがないこと。
- (3) 法人にあっては、代表者氏名が記入されていること。
- (4) 細則第3条第1項に規定する申請書及び同条第3項に規定する添付書類を完備していること。
- (5) 許可申請に係る審査手数料が全額納付されていること。

(許可の基準)

5 一般廃棄物収集運搬業の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。

ア 施設に係る基準

- (ア) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車及び運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (イ) 運搬車については継続的な使用権限があること。
- (ウ) 事務所及び運搬車の保管場所（駐車場）を有していること。
- (エ) 運搬車の洗車設備及び洗車場所を確保していること。

イ 申請者の能力に係る基準

- (ア) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (イ) 別に定める一般廃棄物収集運搬業の経理的基礎に関する審査基準に適合する者であること。

- (2) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。この場合において、法第7条第5項第4号チに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」（おそれ条項）の適用については、

以下のいずれかに該当する場合であること。

ア 過去において、繰り返し許可の取消処分等の行政処分を受けている場合

イ 法、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 4 条の 6 各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条(傷害)、第 206 条(現場助勢)、第 208 条(暴行)、第 208 条の 2(凶器準備集合及び結集)、第 222 条(脅迫)若しくは第 247 条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

ウ イに掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合

エ 廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合

オ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合

(3) 申請の内容が以下のとおり、本市一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

ア 許可の対象となっている収集又は運搬に関し、事業の計画を有していること。

イ 第 3 項第 1 号に規定する一般廃棄物の収集又は運搬に係る許可の更新をしようとする場合は、当該許可の期間内に、当該一般廃棄物の収集又は運搬の実績を有すること(額田郡幸田町の一般廃棄物収集運搬業許可を有する場合を除く。)

ウ 申請者が、本市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書第 2 項各号に掲げる排除措置の対象となる以下の法人等に該当しないこと。

(ア) 役員等が、暴力団員であると認められる法人等

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人等

(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる法人等

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

(許可の条件)

6 法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をするとき又は同条第 2 項の規

定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新をするときは、同条第 11 項の規定により次の表に掲げる条件を付すものとする。ただし、当該許可に係る事業の範囲が第 3 項第 3 号に規定する特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬に限定されている場合を除く。

本市域外において収集した一般廃棄物を本市ごみ処理施設に搬入しないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定による他の地方公共団体から委託を受けて、当該他の地方公共団体の区域内において収集した一般廃棄物を本市ごみ処理施設において処分する場合
- (2) 災害により本市域外で発生した廃棄物のうち市長が特に認めたものを本市ごみ処理施設において処分する場合

#### （標準処理期間）

- 7 行政手続法第 6 条に規定する標準処理期間は 60 日とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合には、この限りでない。

#### 附 則

この審査基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年 4 月 1 日より前に申請されたものについては、この審査基準を適用しないものとする。

#### 附 則

この審査基準は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。ただし、平成 27 年 4 月 9 日より前に申請されたものについては、この審査基準を適用しないものとする。

#### 附 則

この審査基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年 4 月 1 日より前に申請されたものについては、この審査基準を適用しないものとする。

#### 附 則

この審査基準は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

#### 附 則

この審査基準は、令和 5 年 10 月 2 日から施行する。